在上海総領事館員自殺事件に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

在上海総領事館員自殺事件に関する第三回質問主意書

書を受領し 標記案件については、 (以下、 「第一回答弁書」という。)、平成十八年二月六日に再質問主意書を提出し、 平成十八年一月二十日に質問主意書を提出し、 内閣、 から同年一月三十一日付で答弁

内

閣

から

同年二月十四日に答弁書を受領した(以下、「第二回答弁書」という。)が、これまでの答弁では質問に実

質的に回答していない部分があり、更に判明した新たな事実もあるので、 追加的に質問する。

平成十八年二月十四日の衆議院予算委員会で、 政府参考人(塩尻孝二郎外務省官房長)は、 外務省は在

上海総領事館員 以下、 「館員」という。)の自殺の原因について、 「調査によると、 現地の 中国 |側公安

当局関係者によって脅迫、 恫喝、 それに類する行為で自殺に追いやられた」と答弁した。 脅迫の定義如

何。 恫喝 の定義 如何

の答弁を行う前に、 外務省は 「館員」 の遺族と接触し、 「現地の中国側公安当局関係者によって脅

迫 恫喝、 それに類する行為で自殺に追いやられた」と答弁することについて了承を得たという事実があ

るか。

 \equiv 「第一回答弁書」、 「第二回答弁書」において、 「現地の中国側公安当局関係者によって脅迫、 恫喝、

それに類する行為で自殺に追いやられた」という真実について答弁を差し控えた理由如何。

匹 ·第二回答弁書」 において、 政府は 「館員が死亡した平成十六年五月六日、 在上海総領事館から外務本

省に報告された後、

同日中に、

当 時

の川口外務大臣に報告が行われた」と答弁したが、

この際、

川口外務

大臣に中国側公安当局関係者による脅迫、 恫喝、 それに類する行為があった旨の説明はなされたか。 誰が

Ш 口順子外務大臣に報告したか。この報告の場に竹内行夫外務事務次官 (当時) は同席していたか。

五. 川口順子外務大臣は、 中国公安当局関係者による「館員」に対する国際法に違反する行為がなされたと

認識した上で、あえて本件について内閣総理大臣官邸に報告する必要がないとの判断をしたと解してよい

か。

六 「第二回答弁書」 において、 政府は 「館員の死亡事件については、 平成十七年十二月二十七日に、 秘書

官を通じて、 外務省から内閣総理大臣官邸に対して口頭による報告が行われた」と答弁したが、それより

も以前に外務省が、 公式、 非公式を問わず、 「館員」 自殺事件について国会議員に対して情報を提供した

ことがあるか。

七 外務省から内閣総理大臣官邸に対する「館員」自殺事件に関する初めての書面による報告はいつ行われ

たか。

八 外務省は中国に対する抗議を事件発生から六日後に行ったが、それまで本件について外務省が中国側と

接触し、本件について意見交換をしたという事実があるか。なぜ抗議まで六日も時間がかかったのか。

右質問する。